

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―八―八七

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 標準職務表（第三条関係） イ～ニ（略）	別表第一 標準職務表（第三条関係） イ～ニ（略）

ホ 公安職俸給表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	<p>1 (略)</p> <p>2 刑務所、少年刑務所又は拘置所 (以下「刑務官署」という。) の看守の<u>行う職務</u></p> <p>3 <u>入国者収容所又は地方出入国在留管理局</u> (以下「<u>入国管理官署</u>」<u>という。</u>) の<u>警守の行う職務</u></p>

ホ 公安職俸給表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	<p>1 (略)</p> <p>2 刑務所、少年刑務所若しくは拘置所 (以下「刑務官署」という。) の看守又は<u>入国者収容所若しくは地方入国管理局</u> (以下「<u>入国管理官署</u>」<u>という。</u>) の<u>警守の行う職務</u> (新設)</p>

2 級	1 (略)
	2 刑務官署の看守部長の <u>行</u> <u>う</u> <u>職務</u>
	3 <u>入国管理官署の警守長の行</u> <u>う</u> <u>職務</u>
(略)	(略)
8 級	1～5 (略)
	6 <u>地方出入国在留管理局の警</u> <u>備</u> <u>監理官の職務</u>
(略)	(略)

へ～レ (略)

別表第三 学歴免許等資格区分表 (第十三条関係)

2 級	1 (略)
	2 刑務官署の看守部長 <u>又は</u> <u>入</u> <u>国</u> <u>管理官署の警守長の行</u> <u>う</u> <u>職務</u>
	(新設)
(略)	(略)
8 級	1～5 (略)
	6 <u>地方入国管理局の警備</u> <u>監理</u> <u>官の職務</u>
(略)	(略)

へ～レ (略)

別表第三 学歴免許等資格区分表 (第十三条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
(略)	(略)	(略)
2 短大 卒	一 短大3 卒	(1) 学校教育法に よる3年制の短 期大学の <u>卒業又 は専門職大学の 修業年限3年の 前期課程の修了</u> (2)～(4) (略)
	二 短大2 卒	(1) 学校教育法に よる2年制の短

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
(略)	(略)	(略)
2 短大 卒	一 短大3 卒	(1) 学校教育法に よる3年制の短 期大学の <u>卒業</u> (2)～(4) (略)
	二 短大2 卒	(1) 学校教育法に よる2年制の短

		期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了	
(略)	三 (略)	(2)～(6) (略)	
備考 (略)		(略)	
		期大学の卒業	
(略)	三 (略)	(2)～(6) (略)	
備考 (略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。